

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：深浦町

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 80.5%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 62.6%                           |
| 全職員               | 61.1%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —                               |
| 本庁課長相当職     | 74.4%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 94.2%                           |
| 本庁係長相当職     | 87.1%                           |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 101.4%                          |
| 31～35年 | —                               |
| 26～30年 | 93.7%                           |
| 21～25年 | 93.1%                           |
| 16～20年 | 71.8%                           |
| 11～15年 | 74.2%                           |
| 6～10年  | 85.7%                           |
| 1～5年   | 122.4%                          |

#### 【説明欄】

- ・職員区分「任期の定めのない常勤職員以外の職員」区分について、嘱託医師が在職していることが、差異の原因である。
- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。
- ・役職段階別「本庁課長相当職」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師が在職することが、差異の要因である。
- ・勤続年数「31～35年」区分には該当する女性職員がいない。
- ・勤続年数「6～10年」及び「1～5年」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師が在職することが、差異の要因である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。